

# 県総合評価調書

## 【評価の基準】

- (1) 多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2) 厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3) 県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4) 役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5) 積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

## 1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	<p>品目横断的経営安定対策の平成19年度からの導入や畜産における経営安定対策の導入など、国の施策はWTO農業交渉を踏まえ、その施策対象を認定農業者などの担い手に集中化しつつある。</p> <p>一方、農業従事者の高齢化等により優良農地の遊休化・耕作放棄が進んでおり、こうした農地の有効活用のため、担い手への集積が求められており、これを進める手段として農地保有合理化事業の活用が期待されている。</p> <p>また、将来の農業を担う新規就農者の育成・確保において、就農初期段階を中心とした就農者に対する支援が求められている。</p> <p>こうしたことから、当該団体は県の施策の展開にあたり補完的な機能を果たしていると言える。</p>	A
組織運営	<p>平成16年10月から島根県農業会議と事務所をワンフロア化し、事務費等の削減など組織運営を効率化している。</p> <p>また、農地集積や担い手の育成・確保に精通した者として職員1名を派遣しているが、プロパー職員への事務移管も進めている。</p>	A
県の人的関与について	<p>県の重要施策である「農業の担い手の育成・確保」において、関連事業を実施している公社の役割はきわめて重要である。このため、その遂行にあたっては、当面の間(平成20年度)、県行政と市町村等関係機関との連絡調整ができる県職員を含めた推進体制とする。</p>	
事業実績	<p>主要事業の農地保有合理化事業では、実績値のほか売渡を前提とした継続貸付地が27.7haあるが、目標を達成できていない。しかしながら、認定農業者等への優良農地の集積という面では貢献していると言える。</p> <p>また、新規就農者の確保においても、就農相談員の相談活動等により100名を超える新規就農者を確保するなど担い手の育成・確保に大きく貢献した。</p>	B
財務内容	<p>平成17年度からワンフロア化等による管理費や嘱託職員の減による人件費の削減を行っている。現在その効果を注視・検証しているところであり、必要に応じて引き続きコスト低減に努める必要がある。</p>	A
県の財政的関与について	<p>国庫補助事業費については現状を維持し、県単事業費については、業務状況の県施策との関連を精査し、必要に応じて見直しを検討する。</p>	

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

## 2. 総合評価

団体の経営評価報告書における総合評価について	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
	農地の売買等による集積対象の重点化と予算執行の集中化	事業実施の選択と集中化及びこれらに対する効率的な運営(予算執行)	予算規模が縮小する中で、いかに効率的に県の施策に対応した事業を実施できるかがポイントとなっている。
<p>総合コメント</p> <p>担い手への農地集積率が22%と近年停滞している中、農地保有合理化事業による農地集積及び新規就農者の確保はここ数年一定の規模で推移しており、一定の評価ができる。</p> <p>しかしながら、平成19年度から品目横断的経営安定対策が導入されるため、本対策に対応した担い手の確保とこれらに対する農地の集積を加速化することが重要な課題である。</p> <p>こうしたことから、担い手に重点化した農地保有合理化事業の実施と新規就農者など新たな担い手の確保に向けた集中的な事業の展開が必要である。</p>			